

伊方訴訟ニュース

第52号

1977年12月20日

伊方原発訴訟を支援する会（連絡先：〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル）
藤田法律事務所内 Tel 06 363-2112, 口座大阪 48780

マスコミ共斗などの抗議行動で 四国電力の原発宣伝放映取りやめ

さる11月23日、松山市にある南海放送は、四国をスポンサーとした伊方原発宣伝番組を放映する予定であった。その番組の内容は、四電の企画を八木二郎プロが受託録画したものでつぎのようなものだという。四国四県から主婦代表を招致し、伊方原発構内及び屋内を視察させ、各主婦より感想を聴く。また、現地より約20km東の標高880mの地点にある有名な金山出石寺では、住職、執事、僧侶、そして参詣者を前にして、エネルギー問題について意見を聴取する、といったもの。10月に放映する予定であったが、伊方訴訟の結審前で、現地住民感情を考慮し、他の三県のみ放映したという。一方、愛媛テレビでも、「伊方原発の着工より現在まで」という番組の放映依頼があったが、現時点では問題があるとして拒否したという。

南海放送労組よりの連絡でこのことを知った松山地区労や原水禁では、直ちに以下の申し入れ書を南海放送あてに送るとともに、11月15, 18, 21日の三日にわたり、抗議交渉を行った。

1977年11月11日

松山地区労働組合共同斗争会議

議長 阿部 国夫

原水爆禁止松山市民会議

会長 藤井 アヤメ

南海放送株式会社

取締役社長 平田陽一郎 殿

四国電力製作・持ちこみによる

「伊方からのレポート」放映中止の申し入れ

聞くところによれば貴社は、来る11月23日、四国電力の製作による原発PR番組「伊方からのレポート」を放映する予定とのことであるが、松山地区共斗、松山原水禁は、本件に関し、深い憤りをもって厳重に抗議し、放映を直ちに中止するよう申し入れるものである。

原子力発電の安全性については、わが国のみならず、世界的な規模で大きな疑問が提起されており、使用済核燃料の処理、放射性廃棄物の処分についても、確たる方針すら決定をみない現状にあることをみると、原子力発電に対する不安は一層増大し、反対運動は日を追って高まっているのである。

こうした現状と、伊方原子力発電所の設置

許可取消を求める行政裁判の判決が、1978年4月25日に予定されているという現実の上に立つならば、公共的使命をもつ貴社は、本件の取扱いについてより慎重を期し、県民に対し、正しい認識を与えるよう最大限の配慮を払うべきである。

しかるに、四国電力が一方的に製作した「伊方からのレポート」を営業的視点のみでとらえ、無批判に放映することは、放送法第44条に定める「政治的に公平であること」「意見の対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に反することは明白であり、放送という公共的使命をかなぐり捨て、四国電力という一私企業に加担し、奉仕するものであり、断じて許すことはできない。

松山地区共斗は傘下15,000名、松山原水禁は、加盟するすべての団体の総意をもって、貴社が、公共的使命を深く認識し、「伊方からのレポート」の放映を直ちに中止するよう重ねて厳重に申し入れるものである。

松山地区原水禁、原水禁県本部、松山地区労各単組代表、南海放送労組、マスコミ共斗などに八西連絡協議会の住民代表も加わった約30名の抗議団が交渉した。南海放送の責

任者は、「我々はよく考査したし、企業活動の帰結であって皆様の御懸念はない」とか、「放送法に則って放送活動をしており、今回も法に抵触していないし、他からとやかく言われてどうこう言うことはなく、自主的に推進する」などと、弁明したり居直ったりした。抗議団は、フィルムをここへ出して見せなさい、とか、自分で思うようにやるのも結構だが、放送という企業活動の社会に与える影響の大きさを考え意見を出しているのであり、それを取り入れてこそ誤りのない結果が得られるのだ、などと、諄々と、また語気激しく追及した。その結果、最後の交渉の席上、ようやく、「御心配はおかけしません」との言明があり、予定されていた放映は遂に中止されたのである。

今回の四電の企画は、公判中の劣勢挽回を策し、世論喚起によって有利に導こうとした謀略的なものであったといえる。それを阻止し得たことは、多数の労働者や市民の皆さんの絶大な御協力の賜だと厚く感謝の意を表したい。ことに、マスコミ共斗のこうした動きは、反原発運動に大きい支えとなり、推進側に対し脅威であって画期的なものとなるであろう。（伊方原発反対八西連絡協議会 福野誠一）

結 審 に お け る 原 告 側 最 終 反 論

（前号の被告側最終陳述に対する陳述）

熊野弁護士

被告側の意見に対して原告側の意見を述べていきたいと思います。まず第1点は、反論に関するルールですけど、事実に対する反論は、事実でなければならぬ。法律に対する反論は、法律論でなければならぬとい

うのが反論の基本的な原則です。裁判所が、原告側の準備書面と被告側の準備書面を注意深くお読みいただければ、すぐわかることですけど、原告側の事実に関する主張に対して、それは反論の要をみないとか、あるいは原告の独自の見解であるとか、あるいはいわれな

き中傷であるとか、本来、事実でもってそういう事実はないと否認するか、あるいはそれとはちがう別の事実があるとか、反証をあげることは、いっさいしないで、事実に関することについては逃げておいて、原告の主張は、そもそも反対しているんだからけしからんと主張しておる。思想でもって反論されるのであれば、われわれの思想はこういう思想であって、原告の思想はこういう思想であると、思想どうして比べてみてどちらの思想が憲法にかなっているか、人権の保障にかなっているかという思想のレベルで反論しなければならぬ。そういうことをしない。ところが、はからずも今日の陳述というか、前回の陳述にもあらわれましたけど、被告はひじょうに思想ということが好きで、くりかえし使っておられますが、結局、被告のいわんとする思想というのは、昨今の石原環境庁長官の言葉にあらわれているように、経済的な発展のためには、周辺住民の多少の犠牲はしかたがないという、根本的にそういう思想になっているわけです。そのことをはっきり言うべきであります。

今日も被告代理人の言われた言葉の中で、原発を作らないと、要するに、国民の安寧、生命・身体の安全も確保できないというのが被告側の思想のように思われます。そういう思想をさかんに振り回して、大きな新聞広告を使って、電気は全くなくなってしまうような宣伝をしておられる。けれども、はたしてそんなに電気が必要なかどうかということです。夜中にカンビールを冷やして売るほどののかどうか。あるいは、ポルノ雑誌を自動販売機で売るほどの電気がいるのかどうか。全く無駄な電気がたくさん使われているわけ

で、被告は政策的裁量だと言いますが、どういう電気が必要なのか、どういう電気が無駄使いなのかということを見直すこともしないで、ただ電気が足りなくなると言っておられます。

1930年代に満州・蒙古が日本の生命線であるという主張が強力になされました。大量の宣伝を使ってやりましたし、その中で1931年の1月23日に松岡洋介代議士が、衆議院で登壇して、満蒙問題は、わが国の存亡にかかわる問題であり、わが国の生命線であると考えている。国防上にも、経済上にも、さように考えていると。それから、生命線という言葉が、ひじょうにはやって、その言葉でもって満州事変というものが、日中戦争に突入していくということになるわけです。そのわずか数ヶ月後の9月には、柳条溝事件というものが起っています。そのために石原完爾という作戦参謀がいたわけですが、その人が、日本人はバカだから、鉄砲一発ぶっぱなせば、あとついてくると、そういう既成事実を作ってしまったいいんだと言っていたわけです。その結果がどういう風になったか、本当に満蒙が日本の生命線であったかどうか。むしろ、それは、中国をはじめ、アジア諸国に、もちろん日本民族にどれだけ大きな被害をもたらしたかということを考えてみる必要がある。いかに、生命線であるという宣伝が、まちがいであったか、むしろ危険な考えであったことは現在ならば、はっきりしている。

このように原子力発電所が日本の生命線であるという宣伝を振りまいて、これを作らなければ、日本が存亡の危機にひんするかのような宣伝をしている。けれど、そういうことによって作られる原発によって、とりかえし

のつかない被害を日本にもたらす、ということをよくお考え願いたいと思います。被告側は前回の陳述の中で、厳肅な既成事実という言葉を使いました。要するに、既成事実を作って、押しまくればいいと、基本的に、戦前と変わらない同じ発想をもっていると思います。

それから、そこで経済優先の思想がどれだけ危険なものであるかと言うことを、一つだけ具体的な例をあげて申しておきます。

26日の新聞報道に先日のクアラルンプールにおける日航の事故の結果に対する分析が出ています。なぜ、そういう事故が起きたかということの中で、運航規定が改定されて、それまでは、安全性、定期性、快適性という3項目入っていたわけですけど、そこに経済性の項目が加えられた。とにかく、経済的に赤字を解消しようということで、非常に無理をした。その結果、もう一度着陸を待つか、待機すべきであるのに、むりやりクアラルンプールにつこんでしまった。そういうことのために大勢の犠牲を起こしている。経済性ということと安全性ということとは、両立しえないのであって、経済性を打ちだすということが、どんなに危険であるかということを御認識いただきたい。

公害対策基本法の中にかつてあった経済の発展との調和、いわゆる経済調和条項は、根本的な思想の背景になるもので誤りであるということで、昭和45年のいわゆる公害国会で削除された。それにもかかわらず、企業の経済的発展から、国民を守る立場にある環境庁の長官が、こともあろうに経済調和条項を削ったのは、けしからんというようなことを言っている。そういうところが、被告側の基

本的な思想だということであります。

それから、原告は放射能の放出量はゼロでなければならないと考えていますし、そう主張しています。それに対して被告は、「災害の防止上支障のないもの」と言う原子炉規制法の24条の4号の、その規定による「災害」とはどのような状態か。結局、具体的には全く主張してはいない。それに対する答として、原子炉規制課長の児玉証人の答の中に出てくるものでありますけど、「災害」という言葉の意味は、傷害というのと結局、同じだと。生理的变化がないということ、傷害がないというのだということでありますから、結局、ゼロでなくてはならないということを被告側も認めていることになります。そうならざるを得ないと思います。

それから、被告側の最も犯罪的なことは、私たちが水俣であるとか、あるいは、ごく最近のカネミ油症の問題であるとか、公害裁判たくさんあるわけですけど、そういった例をあげたことに対して、それは、過去の例であって、そういうものは事前に十分な対策を講じなかったからこそ、起こったんだ。原発はちゃんとやっているんだということを言っている。けれども、事前に対策を講じなかった責任はだれにあるのか。全く企業だけに任すだけで、被告、国がそういうことをする義務がなかったかどうか。そういうことを棚にあげておいて、十分な対策を講じなかったと言う人が、原発に関して、十分な対策を講じていますと言っても、だれも信用しないだろうと思います。

菅 弁護士

原告適格と、本件許可処分が裁量処分であ

るかという点、その他について若干述べたいと思います。まず原告適格について、今まで23の準備書面でやりとりされてきたわけで、そこで原告側の主張としては、つくされていると考えますが、今日も被告から若干のコメントがありましたので、そのことについて反論したいと思います。

まず、本件許可処分は周辺住民の身体、財産、特に、生命身体に重大にかかわっているわけであります。ですから、もし、本件許可処分に瑕疵があれば、その瑕疵に起因して、原告らの生命身体が重大に害されると、そういうことは、だれが考えても明らかであります。そういう意見で原告らは本件訴訟を提起しているわけで、本件に原告適格が認められることは、はっきりしていると考えます。原子炉規制法は、公共の安全をはかるのが目的であって、周辺住民の生命、身体というものは、いわゆる公益に含まれるとか、公共に含まれるとか、被告は主張している。しかし一般性の中で解消できない権利であることは、明らかであります。公共の安全を通じて国民の生命、身体等、保護されるのではなくて、まず、何よりも第一に、特に、周辺住民の生命、身体、財産、の安全が確保されることにおいてはじめて、公共全体の安全が確保されると解釈するのが当然であると考えます。

また、原告適格については、本件訴訟に付随しました文書提出命令の関係で、高松高裁が明快に原告適格を認めているところであります。そこでは、原告の権利が侵害されるおそれがあるかどうかという点は、一般的に、抽象的に、その主張自体で判断すべきであると明確に述べられています。原告側もそのように考えています。なお、主張だけでいいの

ではなくて、証明がある程度必要なのではないかという見解もあります。またそういう判例もあります。ただし、そういう証明というのは、疎明ないしは、本案で要求される立証にいたらない立証で足りるとされていて、それが、現在、判例のとりどころでありましょう。まして被告側が主張するように、民事訴訟における本案と同等の、権利、利益の侵害の立証を、原告適格の関係で必要とするのであるというような主張は、寡聞にして、聞いたことがない。全く独自の論であろうと考えます。現に、原告らが13準備書面の原告適格の項であげました幾多の判例も、たとえば例をあげて言えば、伊達火力発電所の公有水面埋立免許の判例ですが、原告適格を判断するについては、海域が汚濁されるおそれがあるとは言えない、被害が生じるおそれがあると考えられないわけではない、という疎明でもって原告適格を認めているわけです。結局、本案の問題では、どうなったかというとな本案の問題では、たいした被害はないと、あるいは被害の種類によっては主張される被害がない、という判断が下されている。明らかに、本案で要求される、権利、利益の侵害についての立証の程度と、原告適格という本案前の問題を判断する場合の立証については、ちがっているわけで、言葉をかえて言えば、かりに原告適格について、なんらかの立証が必要であるとしても、それは、きわめて一般的、抽象的な形での立証で足りると言うべきであると思います。

どうしてこんな点について、あるいは、こういう自明の点について、被告は民事訴訟（民事訴訟においては原告が立証責任を負担するわけですが、）についてと同等の立証責

任を、本件訴訟の原告適格について必要とするんだという無理な主張をされているのか。しかもそういうことについては、なるほど、そういう抗弁を出したことに、違法であるとは言えないまでも、その背景にあるのは何かということは明白であると思います。すなわち、被告は、本件立証過程を通じて自らの立証に自信がない、あるいは、自らの立場を立証するのに失敗したからこそ、あえてこういう無理な法律論をもちだすことで、原告適格について、あるいは、後述の裁量責任について、重い立証責任を原告に負わせる。あるいは、立証責任そのものを転嫁してしまうということで、自らの立証の失敗を切り抜けようと、そういう動機に基づいていると断ぜざるを得ないと考えます。

つぎに、裁量処分であるかどうかについても、同じことが言えるんでして、裁量処分でないという理由については、原告らも従来、主張してきたとおりで、特につけ加えることもないかと思われます。ただ被告は、今回、13準備書面で、どういうことを主張、立証されるべきか、どういう場合に本件許可処分が取り消されるべきかということについて新しい立場を明らかにしておられます。そこで言われていることは、原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理が存在し、そういう不合理が明白な場合、言い換えれば、本質的不合理かつ、明白な不合理であると立証された場合、そういう主張が採用されてはじめて、本件許可処分は取り消されるのであると。そういう意味で本件許可処分は裁量処分であるんだと。こういう主張をしておられるわけでありまして。しかし、被告の主張している結論自体は明確でありますけど、その結論を導

く根拠は、きわめて不明確なままであります。そもそも、本質的な原子炉の安全性にかかわるという、本質的とは、いったい何を意味するのか。「本質的」ということに対応する概念とは何なのかと言うことが、きわめて不明確なままであります。明白な不合理がなければ、本件許可処分は無効ではないとおっしゃるわけでありまして、どうしてその明白性が要求されるのか、その根拠についても不明確なままであります。

被告は、被告の判断を前提として、それを一応尊重して、審議を進めるべきであると主張されていますけれども、そして、それを裁量処分であるという根拠にしておられるようですけれども、被告の判断が本件訴訟において、前提にされたり、あるいは、一応なりにせよ、尊重されなければならない根拠というものは何も示されていない。なるほど、原告は13準備書面において被告の判断の不合理性が主として問題になっているのであると言いましたけれども、それは被告の判断そのものを、尊重したり、あるいは、それを前提にして審議を進めるべきであるという主張ではなくて、被告の判断が是か非か、それが不合理なものか、合理的なものかという意味において、被告の判断が本件訴訟において対象になっていると申し上げたのであって、本件訴訟が、本件許可処分の当否を争っているのである以上、その判断過程、判断内容が対象になることは、あたりまえのことで、なんの不思議もないし、何の特別の意味もないことでもあります。ですから、原告が、あたかも被告の判断を前提にして、それを尊重した上で、論点審議をすべきであるということを認めるにいったと、被告はどうも、解釈しているよ

うであります、それは、全く原告主張の曲解である。いづれにしても裁量処分であるとか、本質的な不合理、明白な不合理が主張されなくては、許可処分は取り消し得ないとするような論点については、きわめて不明確なままであると言えます。

唯一考えられるのは、専門的、技術的な問題であり、しろうとは、わからないから、裁量処分であるとおっしゃるようですが、しかし、先程のお話をうかがっておりますと、選択権があるという意味で裁量ではないということのようです。しかし、それならば、裁量というのは、いったい、どういう概念なのか。少なくとも法学上、従来使われてきた裁量とは、選択権があるか、ないかの問題についてきたのであって、被告がおっしゃるような意味での概念は、少なくとも、裁量についてはないのではないかと思います。例えば、例としてあげられる温泉掘削権の判例でも、これも、選択権があるかないかという点で、専門的裁量が働くと言われているものであります。

原告は13準備書面において、最大公約数として原告の主張を要約すれば、この裁判で問題になっているのは、被告の判断結果に影響を及ぼすような判断過程に不合理があるという主張、それが、争点になり、それがまた争われているのである。もちろん、それ以外の点でもあるのでございますけど、最大公約数として要約すれば、そういうことになると申し上げました。ですから、この原告の主張は正当なものだとわれわれは考えますが、これを前提とすれば、被告がなすべきことは、そういう被告の判断過程には、不合理がないこと、あるいは、かりに不合理があったとし

ても、それは、判断結果になんら影響を及ぼさないということを主張、立証すれば足りることです。これぐらいのことは、当然、被告としておできにならないければ、おかしいとわれわれは思うわけです。

被告は、原告側が出した学者や専門家は、いづれも権威がない専門家である。被告側から出てきた専門技術者は皆、権威がある偉い人であると、こういうような主旨の主張をされております。権威のある専門技術者を背景にもたれて、当然、今申し上げたような程度の論証ができてしかるべきでありましょう。ところが、それをなすわけでなく、あえて、本件許可処分を裁量処分であると、法律論に頼ろうとするのは、この本件訴訟において、そういう権威のある専門技術家をもってしても、しろうと目に見ても、その判断過程の、あるいは、判断結果の不合理性がおおいにくせなくなった。だから、こういう煩雑な法律論を問題にするのであろうと考えざるを得ないものです。原告不適格の問題とそういう意味で全く同一の動機に出ていると考えられます。ことは、生命、身体に重要にかかわる問題であります。なるほど、他の行政処分でも、そういう類の処分があるかもしれませんが、いったん災害が発生すれば、その規模、性質から考えて、およそ、質的にもちがうと評価されるような生命、身体に関する災害が問題である本件行政処分です。本件許可処分は、そういう行政処分であると考えられます。したがって、当然、裁量処分と言い得ない。

くわしいことは、今までの主張を書面にしておりますので、御覧いただきたいと思いますが、結局、その主張は、裁量処分ではないということであることは、だれの目にも明ら

かであると思いますし、しかも、今申し上げた程度の主張、立証責任を、膨大な調査機関であるとか、専門技術者であるとか、そういう背景をもつ被告が負担すべきであることは、何の不思議もないと考えられます。さらにつけ加えて言えば、かりに、被告が主張されるように、これが裁量処分の乱用であることを原告において立証しなければならないとしても、本件訴訟で問題になっているのは、まさに、そういうような、きわめて重大な、基本的な問題にかかわることばかりで、しかも、そういう点について、これは十分無茶苦茶な裁量処分であると、原告は十分主張、立証してきているし、その主張は十分、成功していると確信するものであります。

広 野 原 告

私、伊方町の現地における原告であります。広野房一という者であります。本日はもう時間がないので、長々申し上げる必要はないと思いますが、一言、私は訴えたいことがありますので、ここで主張いたしたいと思えます。私たちは、なぜ原告になったかと言うことであります。それは、本日までにわれわれ、原告代理人の方たちから、そしてすでに原告から言われていますので、今さら申し上げることはありませんが、原発は安全ではない。そして、それと並びまして、この四国電力の伊方原発の設置上の問題をわれわれは追求しなければならないという重大な責任があり、怒りを覚えまして、訴訟に及んだわけでございます。

安全性の問題につきましては、すでに代理人の方たちが、申していますので、省略します。ただ一言申し上げるならば、当初、四国

電力のPRの中には、営業運転では、放射能が出ないんだと言っていました。ゼロたすゼロは、いつまでたってもゼロだと。しかし、今日においてはゼロだと言ってはいません。この程度で、この安全性の問題については省略したいと思います。

次にはこの設置上の点でございますが、具体的に申し上げますならば、四国電力と伊方町は、いわゆる原子力平和利用の基本的な自主・民主・公開の原則を忘れて、今日までいたっていることは確実であります。伊方町の態度は反対住民はおらないとか、そして、公聴会を開けとある部落の区長が言いましても、部落代表の意見を無視して公聴会を開いていません。直接、私も町の職員に、これは公聴会を開く必要があるのではないかと申し上げたけど、町長は、今そんなことを言えば、この建設はだめになるから、おまえたちは、黙っておれと緘口令をしいたのでございます。

そして、土地問題においても、当初は仮契約だと言っていました。しかし、その後、裁判にもなりましたが、ほとんどの関係地主は仮契約だと信じてやっておりました。しかし、ほんとうの書類を見れば、仮というところがどこにあるかと言って、電力側は追求しております。なるほど、よく見れば仮という言葉はございません。現在でも闘い、裁判闘争も終わっていませんけど、そういう状況でございます。私の土地は、幸か不幸か、この立地地点より700mの内外のところに、みかん園一反二畝あります。伊方町が、四国電力に売ってくれないかと再三再四参りましたけれども、私、応じておりません。もちろん、私だけではございません。他の者も一、二名、

まだ、応じておらないものがあるわけでございます。環境権においては絶対に、この監視区域に私の土地がある以上、できないと私は確信しております。強引な土地取り上げをやっております。目にあまるものがございまして。

漁業権に関しましても、私は漁民ではございませんけど、反対闘争の中で、漁業協同組合の総会などにも、たびたび行きました。漁業協同組合員は、再三再四反対決議をやりましたけど、漁協幹部はいろいろと四国電力と結託して、とうとう最後には強制的に取り上げたのであります。その資料につきましては闘争誌というものが、代理人の方から裁判所に提出されておるとは思いますけど、くわしいことはあの闘争誌の70ページの中に書かれています。

そして水の問題に関しては、どうでございましょう。保内町から取るとははっきり言っていました。それを安全審査の段階ではっきり認可しております。しかし、後日訂正したではありませんか。ここにはっきりと安全審査のずさんさが物語られていると思います。安全審査は大半、机上の審査であり、たしかに不十分であったと昭和50年の6月に国会で生田原子力局長が実状を明らかにしていることからはっきりしています。

最後に一言、私は申し上げたいと思います。本日も言われたと思いますが、被告代理人の岩淵さんは、先日の9月の29日に、法廷でどんなことを言われたかと言いますと、原告の人たちは、哲学者か単なる思想家であると言われました。私は哲学者でもなく、思想家でもございせん。こういうことで本当に地域住民の真相を知っておられると言われましょうか。そしてまた、次には、本日も言われ

ましたが、伊方住民の声なき声を聞いてくれと言われました。私も、大正初期に生まれまして今日まで、60才を越えていますが、伊方住民の真相は、私、知っております。今は単なる農業者ではございますけど、私は社会的にも農業協同組合の役員もやっていました。職員もやっていました。そして、農業委員会の委員でもございましたが、私がやっておった当時に、農地法違反をはっきりとやったではありませんか。こういうことで、本当に審査がなされたと言われましょうか。実態調査というものはやったと言われましょうか。私は絶対に許すことはできないと思います。

そして、われわれが最後に申し上げたいのは、本当に安全なものであれば、電力会社にせよ、政府にせよ、私は、言葉がへたでありますけど、多額な毒まんじゅうをどうして食わすんですか。政府は、いわゆる、まず第一番に町の代表者に毒まんじゅうを食わしております。これはどういうことかと言いますと、電源三法によるあの交付金でございまして。あれは、毒まんじゅうでしょう。ほんとうに大義名分があるなれば、あんな毒まんじゅうはいりませんよ。そして四国電力自体が、この町内で多額な寄付金という名目を出しております。数字を申し上げますと4億円を越えていると言われます。先程言いました交付金にしましても、一号炉の完成において6億4千9百万円を出すと言って公表しておるではありませんか。大義名分があるとは、絶対に言われないではありませんか。自信があるならば、そして大義名分があるならば、むだに国費や、そして電力会社をとおして、こういうことをする必要は絶対にはないと思います。これには、多額な、違法的な、口でいわれない

ことがあることを見のがすわけにはまいりません。

一言、裁判長にお願いいたしますけれども本日、私が申し上げなくともわかっております。私は、今日まですべての法廷にまいりまして、欠席したことはございませんが、今日までの経過はつくづく感じております。確信としては、絶対優位な立場にあると考えております。それで、本日が最後でありましょうけど、今までのことを十分検討していただきまして、あらゆる裁判の資料を検討していただきますなら、絶対にわれわれの勝利であることを確信しております。それが、当然の帰結と、私は断言せざるをえません。確信しております。

皆さん、たいへん乱雑な言葉をもって訴えたわけでございますけど、毒まんじゅうなんかを使わないように、そして裁判官が、指導監督していただかなければ、けっして安全管理はできないと思います。あらゆることでやられた一般住民は、たまったものではありません。ただ、われわれは、声なき声を聞けと先月、岩淵氏は言いましたが、私こそ、それを言いたいのであります。毒まんじゅうを口いっぱい押しこんで、ものをなんにも言えないようにしているのが、伊方町の現状であります。

藤田弁護団長

本件の裁判の結審の時が近づいております。私は本件の裁判の訴状を昭和48年8月に出した時のことを思い出します。長い裁判のコーナーコマを今さらのように、ただ今の広野さんの弁論を聞きながら、思い起こすわけでございます。われわれの目の前にお城の山が

ございます。月日がたてば、たぶんこれが、もみじで飾られ、また黄金の錦で飾られる。そしてまた、冬の静かな木立のたたずまい。春になれば、燃えるような新緑。そしてまた夏になれば、手を入れれば、染めるようなまっさおな色。四季の移り変りがひじょうに美しい山々を眺めながら、この裁判を続けてきました。そして、この過程の中で、いかに自然を守ることが、人間にとって基本的にいちばんだいじな価値であるかということ、それ以外に何を守るべきものがあるだろうか。そういう風に考えるわけでございます。

ところで、本件の裁判は、わが国最初の本格的な原子力発電所の安全をめぐる裁判として、裁判という狭い一定の限られた枠の中ではありますが、公開の安全審査がなされたはじめての裁判であると私たちは、そういうふうに見えてきて全力をつくしてまいりました。被告も、はじめはまともに、それを受けてたつと、安全論争にまともに受けてたつと、そういう姿勢を示したのであります。ところがいつでしたか、52年の2月26日付の準備書面だったと思います。そこから、がらりと調子が変わった。時、あたかも、裁判所が交替された時節に時期を合わせたわけでございます。実態審議のほとんどをなしてこられた裁判官の中では、そういう主張は、はじめの建前もございまして、とうてい出せなかった。それが、裁判所がお変りになるや、それに符節を合わせて出すというところにやはり、ひじょうにわれわれとして、暗い陰を感じるわけです。もちろん、私どもは、現在担当しておられる裁判官の誠実な姿勢というものを、いささかも疑うわけではございませんが、少なくとも、国のねらいがどこにあったかとい

うことは、そういうタイミングの問題にもうかがわれておるということを指摘しておきたいと思います。

先程、結局、当事者適格だとか、裁量処分とか、そういう裁判法上の技術的な側面に、被告は逃げこまざるを得なくなったということは、菅代理人が、るる申されました。本件の裁判を実際、その証拠調べから、立ちあった傍聴席の報道関係の人もすべて含んでのことですが、被告申請の証人の大半をしめる本件伊方原子力発電所の安全審査にあたった審査委員長はじめ、各証人が、専門家という名に反して、原告代理人がしたきわめて基礎的事項についての質問にしばしば答えられず、まして安全審査の当否をはかるような重要な点についてはほとんど返答に窮するか、事実をことさらねじ曲げたり、まともに応答せずごまかそうと、ただもう時間だけ過ぎればいいと、そういう形で、ただいたずらに失笑を買うばかりであったことを、きのうのこのように思い起こすわけでございます。現在の担当の裁判官の方に、録音テープ等がありますから、そのへんの所をよく聞いていただければ、理解していただけるとと思います。

例えば、安全審査委員長の内田さんなどは、気体状の放射性廃棄物に対してバスキルの拡散式が、伊方の場合に適用されている、そういう問題をめぐって、こういうやりとりをしたわけでございます。現地で拡散実験をやるべきではなかったかという原告代理人の当然の質問に対して、内田さんは、例えば、発電所の前とか後に山があるとか、家があるとかいう場合には拡散の妨げになる場合があるから、それを修正する方法として拡散の現地実験が必要であろうと、そういうふう言われ

た。原告代理人が、さらに本件の伊方原発の後には、山があるじゃないですかと言うと、現在はそこはどうなっているか知らない、こういう答え方をしたわけです。いったい、伊方の現地の状況について安全審査委員長が、山はどこに行ったか、それを知らないで平気で法廷でおっしゃるような、そういうのが1つの実例でございます。黒川証人、村主証人、その他、たくさん申し上げたいことがございますが、いかに、その安全審査の実態、安全の専門家なるもののおそまつな正体が、この法廷で明らかになったと思います。私はもう少しちゃんとしていただけるんだと秘かな期待もしておったわけですが、こういうことでは、ブラックユーモアを越した、ひじょうに慄然とした肌寒さを卒直に感じたまいでございませう。

こういう原子力発電所の危険性については先程、すべての原発を否定するもんだという発言がございましたが、原発の危険性が普遍的であるから、各地で反対運動が起り、各地で裁判が起っております。これは、当然の帰結でございます。最近では、西ドイツ、フライブルグの行政裁判所でなされた判決であるとか、ニーダーザクセンの行政裁判であったグローデンの原発に関する裁判だとか、これはきわ立った例でございますけど、ここでは、かりに事故の確率が小さいと言えども、一度起これば、とりかえしのつかない大事故だから、その危険性を直視して原発の許可を取り消させざるをえないということが、卒直に判決の中で淡々と述べられています。ドイツでできることが、日本でできないというふうには、私は、断じて考えておりません。

それから、先程、被告の代理人の方が、や

はりエネルギーの必要性ということを強調されました。やはり、エネルギーの必要ということから見ていかなければ、いかなのだという、否定ではだめなんだということをおっしゃいました。しかし静かに考えてみますと、本年のわが国の軽水炉の運転実績というのは、上半期で40%を割ったということは、厳然たる事実でございます。わが国に商業用原子炉が、もちこまれて以来、10年以上たっています。その運転の停止をよぎなくしている事故の内容というのは、10年たった現在、本質にかかわるような欠陥によって次々にストップしている。利用率が低くて、欠陥が発見されて止まるということも当初であれば、言いわけがきくでありましょうが、もう10年もたっているという中で、いったい、どういう言いわけをなさるつもりでしょうか。しかも、それが、毎年、毎年下がっていくわけです。原子力発電所の停年制というのは、ひじょうに短期間のように思われます。このような状況は、今後大幅に、好転することは期待できません。電力会社はエネルギー危機の救世主なんだと原子力発電所のことをしきりにおっしゃいます。しかし、こういう実態を直視するとき、このような頼りない、危険性の問題をさておいても、いったい真夏の渇水期になっても昼寝をごろごろしている原子力発電所が、どうしてエネルギー危機の救世主と期待されているのか。そのことについての反省というのか、根本的見直しというのが行なわれないのは、きわめて不思議なことでございます。マスコミを通じて、政府や電力業界のあふれるばかりの宣伝を見ておれば、国民は原子力の是非をめぐる選択に、今せまられているというふうに見えます。しかし、そ

れが何のためのそのような選択であるのか、本当のところは少しもはっきりしていません。

石油危機解消のためという宣伝は、かなり一般に浸透しています。しかし、巨額の建設費をかけた原発の実状が前に申し上げたようなものでございます。明らかに、原子力発電所は、石油危機にむしろ拍車をかけている存在にしかすぎないと言わざるをえません。

100歩譲って、原発がエネルギー収支の上から、プラスのものを生みだすとしても、原発は石油危機に役にたたないという位置づけであります。現在のわが国で消費される石油のうち、発電のために用いられるのは、その20%でございます。そしてまた、その10%内外を原子力で置換えようという企てにしかすぎないというわけでございます。石油の全体の消費量のわずか2%という問題でございます。オイルショックが言われました。石油はすぐ止まってしまうんだと。政府の方から、そのときは、いっしょうけんめいなされました。しかし、現実にはどうでしょうか。あれから石油の消費量は減ったんですか。少しも減らしてないじゃないですか。それで、国際的に、たくさん車を輸出し、どんどん物を作り、従前と変わらない経済政策を取り続けていらっしゃる。その2%という問題を、どうして国民の前からごまかそうとしていらっしゃるのでございましょうか。

本件の訴訟も含めて、長い歳月にわたって原告は苦しい闘いを続けてきました。しかし原告らが、こうして守ろうとしているのは、単に自らの生命や健康を生活環境の安定だけではなく、広く、日本国民や未来の人類の運命もやはり、自分らの闘いで守ろうとしているんだということを原告らは深く自覚して、

今日までいろんな闘いで頑張ってきたわけ
でございます。いろいろと先程申し上げまし
たようなエネルギー危機のキャンペーン等が
ございますが、原告らは、裁判所が司法的判
断の真髓を発揮され、本件伊方原子力発電所
の違法性、危険性のみを直視して、本件許可
処分取り消しの明確な判断を下すことを、強
く求めるわけでございます。私たちは、いろ

ろ至らないことはございましたが、やるだ
けのことはやってきたと思いますし、先程、
広野さんが申されたように、われわれの勝
利は確信しております。あとはただ、裁判
所が誠実に職務を遂行されるかどうかと、
その一点だけを、心静かに待ちたいと、こ
ういうことでございます。

拝啓 柏木裁判長 様

—— 山口県田万川町一住民からの手紙 ——

柏木裁判長 様

私は

山口県の東端、島根県境の田万川町の一
住民でございます。原発候補地の一住民
として、裁判長様に御手紙差上げずには
おれない心境に立ち至りました。

日夜御多忙の中を真に不躰なことでは
ございますが、原発候補地の住民や、既
設地周辺の住民が、同じ日本人でありな
がら、如何に苦しんでいるか？ 私共が
肌で感じとり現実に見ていることをお
知らせせずにはおれなくなりました。そ
れは裁判長様に対する信頼、あくまでも
公正な立場で、客観的事実に基づいて、
真実を判定して下さるのは、裁判長様
以外にはない。と思う一念で丸三年半
というものの、伊方訴訟の応援に骨身を
砕き、毎月のニュースの配り、一年を通
じて約半年がかりの集金に明け暮れて、
人口約五七〇〇人、一七〇〇軒の小さ
な町で、この裁判の応援者約四五〇軒、
今までに三〇〇万円近くのカンパを送
ることが出来ました。

田万川町では原発の正体を知る為には、
裁判の様に両者の言い分を出し尽した裁
判のニュースを読むことこそ、一番手っ
とり早い勉強というので、特に一昨年秋
からの「証人しら

べ」からは、大事な所は赤線引いて配り、
この様にして法廷のやりとりから、政府
の原子力行政が如何にズサンな肌寒い
ものかが町中に沁み込んで参りまして、
現在に至っております。我が町に突然
原発問題が起るまで、新聞の原発の記
事等何の興味もなくさらっとみてお
りました。誰もその立場におかれてみ
ないかと理解出来ないことが殆どだと、
つくづく感じることでございます。この
八月十五日終戦記念日の読売新聞の記
事、「私が二才の時父が比島で戦死、父
を知らないまま何の寂しさを感じるこ
ともなく成人し、今二才と四才の子の
父となった。日増しにつる我が子への
愛しさを感じるこの頃になって、出征
した時の父の気持ちが胸に迫った。我
が子をあとに戦場へ赴いた父の胸中、
如何ばかり——断腸の思いであつた
ろう」とありました。全く断腸の思い、
事こそ違いますが私共も断腸の思いで
おります。戦争は皇室から下々まで
平等に国難を背負い戦死致しました。
けれ共、私共田舎者は原発基地とな
りましたら、三十四年先、いや永久に
私共の子孫はどれ丈苦しまなければ
ならないのでしょうか？ お手紙さし上
げずにはおれなくなったのでござい

ます。

私共、原発候補地の住民は最初からの国側準備書面及び意見書を一生懸命読んで参りました。我が政府も、この狭い国で一億一千万もの人間を賄って行くのですから、「米びつ」預る者の苦勞も痛い程解ります。私共田舎者は出来る丈の事は吞んで、国策に協力しようという気持でおりました。やみくもに初めから反対する気持は、爪の垢程ありませんでした。けれ共、本年三月提出国側意見書「第五、五、1」に申されます「万一の事故に備えて原子炉周辺は非居住地区、又その周辺は低人口地帯である」とは、田舎者にとってむごいことを仰言るかと思いますと、「原発に限り事故は起らない」と。この矛盾には私共啞然と致しますが、早い目早い目に原子炉止め、「原発は採算割れの厄介物」との悪評にじっと耐えている誠意は認めましょう。「ガン、白血病、遺伝障害も起るが、すべての人に現われるのではない」とはこれ又むごいことではありますが、それがたとえ僅かの者であろうとも、人間皆生きている限り、一日でもその健康を希わぬ者はおられません。その他「泣く子と地頭様には勝てん」式の国の準備書面の項目は、すべて腹に据えかねる。けれ共、特に私共候補地住民にとりまして、如何に国策であろうとも絶対に許し得ない二点について、実例をお話しし度いのです。

その一つは地震です。五二年三月八日提出、国側意見書「第五、五、2」を拝見しますと、「少くとも本件原子炉の耐用年数中には周期にのった地震が起る可能性もないことになる」又「大地震が迫っていること等あり得ない」等、堂々と主張してあり、対岸の山口県では伊予灘大地震は起り得るとして、大がかりな

防災訓練を今年十月十三日に行いました。山陽方面の大工場地帯の対策が主な対象の由。愛媛県とは目と鼻の先の山口県でこの矛盾。この矛盾について一体裁判長様はどの様にお考えにな리ましようか？ 私は飛んで行って御意見伺い度い。これこそ私共田舎者が原発絶対反対に走らざるを得ない第一の理由であり、私共の当然の危惧を国家権力で踏みつけて通ろうとする、行政の傲慢な態度は何としても許すことが出来ないのです。「私共国民は心配し過ぎであった」とうなづける丈の科学的根拠は残念ながら、国側のどの文書にも見付けることは出来ませんでした。

最近、相模灘地震々々と大ききではあっても、何年頃、ときえ言い切れる学者はおらず、又何の予告もなく有珠山大爆発と地震です。有珠山の予測は全く出来ず、この体験からしてもまだまだ人間の知恵等、大自然の前には無力なことは明白なことです。周期にのった地震というような言葉が適用されてよいのは程遠いことでしょう。いつれにせよ、山口県で伊予灘大地震想定、大防災訓練があったこと丈でも、裁判長様にお知らせすべき一大事です。日本列島ぐるみが大火山帯、世界の大地震の三割強が日本で発生している、この事実を思う時、裁判長様に是非一目御覧いただき度い所がございます。

島根県浜田市、明治五年の浜田大地震の生々しい跡が天然記念物となっております。理科年表によりますと、日本で有史以来の最大の地震となっておりますが、一目で見渡せる所、一〇〇〇〇m²ばかりでしょうか？ 一m～二mにも及ぶ隆起、陥没が一目で見渡せる地質学上一番新しい断層を、判決文をお書きになる前に、どうしても、是非御覧いただき

度いのです。この大自然のあまりにも壮烈な威力を眼の前にした時、啞然として立ちすくみます。国側準備書面の、ガルの、マグニチュードの、そんな学問上の理論や、無数のパイプを抱える原子炉の耐震設計を云々してみた所で、人間の小手先の細工等、反古の様なものであることが一目で理解していただけます。「耐震設計等あり得るものでない」ことを裁判長様に、是非確認していただき度いのです。御案内も致します。広島から新幹線で小郡→山口線→山陰線といらっしゃるのが、一番時間がかかりません。

又島根県益田市（山口県境、この辺りは白山火山帯に添う断層地帯）に伝わる伝説に、昔、万寿三年（一二〇五年）地球の歴史から見ればほんの二、三日前大地震があった。柿本人麿呂を祭った神社のあった鴨山は一夜にして海底に沈んだ。後に御神体の流れついた所に現在のお宮を建てた。この万寿の大地震は、隆起、陥没が同時に起り、激震であったと思われます。この夏、梅原猛先生が世界で始めて海底古墳の調査を始められ、石臼や加工の跡のある石等引き上げられたのは、新聞、テレビで御存知の事と思います。又先の国側意見書にある「原子炉耐用年数中に地震が起る可能性はない」等、あまりにも無謀なこと。鴨山が一夜にして海底に没した様に、伊方原発が、一夜にして海底に崩れ去ってしまうことがあり得るかも知れないし、又浜田大地震の様に、原子炉の下に隆起、陥没が起り、ガタガタに崩れ去ってしまうこと等、絶対にあり得ないという保障は何一つない。いづれにせよ「原子炉耐用年数中に地震が起る可能性はない」とは現代の学問では立証することは不可能なことを、何というその場限りのことを

言うものだろうか？。身のすくむ思いであります。私共は万が一の危険でも子孫に残してはならない義務を感じております。世界一の地震国に原子炉は一基たりとも許すことは出来ません。

もう一点は遺伝の問題です。法廷はどれ程「言いたい放題」とは申せ、市川先生の紫つゆ草の御研究で、鹿島（島根県）でも運転一年で放出放射能量（総被曝線量）は一五〇ミリレム、浜岡（静岡県）では三〇〇ミリレムにも達していることが立証され、国際間でも認められ、これ以下に押えることは現在の技術では不可能なことは衆知のこととなり、市川先生は本年九月にも、英、仏等の原発訴訟の証言者として招待されて行かれたばかりです。にも係らず、五二年三月八日提出、国側意見書「第五、二、2.(三)」「低線量の放射線被曝が生物に与える影響についての純学問的な論議はともかくとして」とか「本件原子炉の放出放射能による被曝線量は年間〇〇〇〇六レム」等、横車を押した所で国民も馬鹿ばかりではないから、この狭い国で先はどうなるのか？ 結婚問題等真剣に考える人達は、国の意見書を「うのみ」にすることなく、鹿島でも住民達の手で紫つゆ草を植えて、自ら放出放射能の量を計り、「これは大変」と言うから二号炉は許さない。その前は田万川町の予定が、ここも申し込ませない。遂に豊北町へ六月申し込みましたが、ここも勉強し、学問上の証拠による反対の輪を拡げるよう、私共は、久米、市川両先生を御紹介し、共にがんばっております。

私共の危惧は動物としての本能、丁度水害の前、人間が何も知らぬ間に「アリ」が何処からともなく移動するようなものでしょうか

？ 近年何の根拠もないことながら、世の中には「部落問題」があって大きな社会問題ですが、多くの国民がやがて放射能による遺伝への影響について、知識を持つようになった時、今私共が原発を許したら、子や孫の代には「遺伝を懸念される集団」として根拠のある差別を受けなければならなくなるのは、火を見るよりも明らかなことです。ここで始めに申しました事例、悲劇をお話しし度いのです。私の親友は不幸なことに姉が精神分裂症となりました。結婚を約束した人がありましたが、彼の母親は息子がその様な姉を持つ人を嫁に迎えることに数年間反対しつづけ、私宅を何度となく尋ねて見えたのでした。そして「私の息子をほんとに愛して下さるのなら、子供も安心して生んで貰えない体だから、どうか身を引いて下さる様にあなたから頼んで下さい」と。これも我が子可愛さに、母親の必死の見るのも痛々しい歎きでした。そしてそれを親友に伝えなければならぬ私の苦しさ。何の罪もないのに、分裂症の姉を持つばかりに、愛人の母のこのむごい言葉を聞かねばならぬ親友の悲しみ。現在は結婚して十数年、子供を作らずにおります。この悲劇を眼の辺りに見た私は、どの様なことがあろうとも、原発は水際阻止の態勢作り以外にないことを思い、身を粉にして働きました。

裁判長様、裁判長様の御子孫が遺伝を懸念される身となられたとしたらどんなにお辛いか、我が身のこととお思い下さいまして、国側準備書面及び、意見書をお読みになって下さいませ。国側準備書面(一)の第一の三の1.
(一)(二)(1)(2) 項 「一方晩発性障害には、白血病その他ガン、白内障、生殖能力の低下等が含まれるが、これ等の障害は一般に被曝した

人すべてに現れるのではなく、何人かに現れる」とか、次の(三)「突然変異により生じたいわゆる好ましくない遺伝子は、集団中に無限に拡散、蓄積するものではなく、次第に集団中から消滅するものである」。何気なしに読めばほんの一文かも知れませんが、消滅する、又後に出て来る淘汰されるというような文は全く、候補地の住民としてはよみ捨てに出来ない憤りを覚えるのです。私共国民は、都会人も田舎者も平等に平和に生きられることが保障されているというのに、あんまりな国策ではあります。

遺伝の問題は、私共には専門用語はむづかしいものですが、でも日常生活から自然に勉強になること種々あります。私の父は小児科医の為、喘息の子を多く治療して参りました。喘息の家系から姉妹して田万川町へ嫁いで来て、一人は全く喘息のないA家へ、一人は重症な喘息のいるB家へ、二軒共に喘息の子が生まれました。A家の子はすぐ治り、B家の子は呼吸困難激しく、父の身の細る苦勞が数年も続きました。又知人に「昔白子がいたげな」と伝えられる家で従兄妹が結婚されたところ、五人の子供のうち三人までも白子が生れ、三人共独身、そのうち一人は昭和十三年生れの医者。政府の仰せの通り障害者は消滅しなければなりません。血族結婚は避けた方がよいことはもう常識となっておりますが、原発を許したら将来、結婚問題は他地区からは遺伝を懸念されるから、どうしても地元の者同志となることを考えますと、放射能血族同志となり、ぞっとすることです。かと申しまして原発周辺以外の者とはこれ又一代雑種となり、花の交配でも一代交配は想像外のもので出来るので、好んで作られるけれ共、人

間の一代交配の結果は誰が望みましようか。

主としてこの様なことから、私共はただいたずらに子孫に汚染されない自然を受け継がせたいばかりに、筆舌に尽せぬ苦勞をしつつ、現在も伊方訴訟の応援に全力を挙げております。この訴訟の原告側書面には、全国の候補地や既設地住民の背負わされた苦しみ余す所なく書き尽し、その他国の原子力行政を憂う学者や、一般市民達と共に、この訴訟で明らかにされた肌寒いばかりの原発行政に対し、その判決が、どうか国が反省するきっかけになってくれます様に、ひたすら祈るばかりのことに他ございません。「急がば廻れ」の諺通り、今ゴリ押ししても後が続きません。私共は裁判長様の判決が、米国の昨年九月の判決の様に「安全対策が充分になるまで一時停止」であります様に、ひたすら祈り続けております。

あの広大な米国でさえ、この判決が出され、その為新設は停止となった程、原発は国際間でも心痛の種になっている時も時、出された国側準備書面(九)の内容のお粗末さには全く言葉もございません。その第二、一、いくら国会で決められたことといっても、現実に改正すべきは何時も手直しされ、法の改正もお手のものでおられます。又「特殊な専門学者しか理解し難い程の科学的課題」と仰言いますが、それなら訴訟を起した時に却下すべきでした。同封致しました朝日新聞西部版、十月十六日の文化の欄「伊方原発訴訟と『高名』な学者、審査会に全部欠席の委員も」の見出しに驚きましたが「国側証人の専門家が、非専門家の弁護士に問いつめられ『それは私の専門外のことなので』という場面がしばしばあった」と。四十八年、この訴訟始って以来、

遂にこんな記事が新聞に出るようになったなあと、しみじみ思いました。私共無学の田舎者でさえ、証人しらの原告(弁護士)被告(専門家)のやりとりを、同封致しました訴訟ニュースで読みながら、被告のあまりの不様さに何度笑いましたことか。法廷でのやりとりは充分理解されて現在あり、それこそ朝日新聞の記事の通り「高名であり続ける為に多忙で、研究も講義も手を抜き、科学者というより科学企業家、又科学、技術者の骨の髄までの淫売性」。この様な言葉を受けている原子炉安全専門審査会の学者達に、どうして私共のかけがえのない将来をゆだねることが出来ましよう。「特殊な専門学者しか理解し難い程の科学的課題故、国側はお引き取りを——」と、私共の方から申し度いことです。

又「原告らが本件許可処分の名宛人ではないから」と仰言いますが、被害者は周辺住民なのに、名宛人でなければ「毒が降っても槍が降っても我慢しろ」と仰言るのでしょうか？ 又第二、四、「原告適格を否定する」所は「原告らが不安を抱いていることに対し、本件訴訟を通して原子炉一般の安全性について説明する為に、現在まで原告適格の有無について主張することをひとまづ保留した」とあり、これは全く逆の結果を生んでしまって、情が仇になり国側にとっては大変な計算違いであったこと、お気の毒に存じます。原子炉の安全性を説明する積りが、益々その危険性を暴露したことになることは、やはり日本人を優秀な国民が多かったということの裏付けであったと、胸を撫でるものでございます。次に第三「法律上の利益」の項ではその指導的判例として、公衆浴場の新設問題を例にしておりますが、原子炉と風呂屋、如何に判例

とはいえ全く支離滅裂という外ございません。
 第四「原子炉の危険性をいう原告らの主張の
 具体性の欠如」等、私共の骨身を削る心痛を
 「揚げ足取り的なもの」とか「空虚な言葉の
 ラ列」とか、始めにも申しました通り、取る
 にも足らん田舎者の泣きごととばかり、踏み
 つけて通ろうとする為政者の姿勢には憤りは
 通り越し、ただただ悲しむばかりでございま
 す。

裁判長様、どうか裁判長様の御力で、為政者
 方に良心があるものなら、何とか呼び覚まして
 下さいます様に、伏して御願い申し上げます。
 御多忙のことは重々御推察申し上げては居り
 ますが、日本民族の将来に関わること、浜田
 市へ御案内致し度く、是非一日の時間をお割
 き下さいます様、御願い致しますと共に、今
 後の御自愛と御活躍をお祈り申し上げます。

下って、

私共の電話番号は、〇八三八七(二)〇〇三
 七でございますので念の為申し添えます。

11月24日

小 野 都 拝
 柏 木 裁 判 長 様

追伸 裁判長様は御覧になりましたかと存じ
 ますが岩波書店発行「科学」九月号のコピ
 ーを同封致します。この中の「米連邦政府
 による原子力安全評価の歴史」、米国UC
 Sの苦勞により、ラスムッセン報告(大事
 故は百万年に一回位という報告)が公表さ
 れるまでの裏面史を読みました時、日米政
 府が国民を欺くことでは全く同じであるこ
 とを改めて思い知り、この報告が伊方訴訟
 の判決を前に「科学」に載りましたことを
 有難く思っております。

会計報告('77. 11/14~12/15)

収入

会 費	1 8 1,0 0 0
ニュース購読料	1 0 8,2 0 0
準備書面12売上金	9 5,0 0 0
カンパ	6 4,9 6 0
計	4 4 9,1 6 0

支出

ニュース代金	4 2,0 0 0
郵送料	9,4 7 0
為替手数料	4,9 6 5
調書コピー代	3 3,5 6 0
資料代	6 5 0
事務用品費	2,2 0 0
計	9 2,8 4 5

差引

3 5 6,3 1 5

(借入金返済に充当)

借入金現在高

1,5 3 6,3 4 8

会員・読者の皆さんに

ことしのご支援ありがとうございました。
 さる10月27日の結審を機会に、多くの人
 たちが伊方訴訟のことを知りました。そして
 取材に当たった多くのジャーナリストたちも、
 この訴訟を支える大きな力となった皆さん方
 の役割を、改めて認識しているようでした。
 私たちの不手際で、まだかなりの負債を、経
 常会計と最終準備書面会計の両方で背負って
 いますが、ここまでやってこれましたことを、
 事務局として心からお礼を申し上げます。

伊方はじめ全国各地で、ますます反原発の
 炎が輝きを増してきています。そうした中で
 来年4月25日の判決を迎えることになるで
 しょう。一そうのご支援のほどを。(久米)